えがお大学院　農村インターンコース
（平成２２・２３年度内閣府地域社会雇用創造事業）
実施要領

１　本事業の趣旨

地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とし、これまで培ってきた関東圏内１０地域の人材育成の場を活用して、応募者の中から選考された農村インターン生の研修を行って人材と雇用の創出を図ります。

２　実施主体

本事業の実施主体は、特定非営利活動法人えがおつなげてとする。

３　本事業の内容

（１）概要

研修は、平成２２年９月から平成２４年３月までの間に2回実施し、その都度、応募受付、選考、事前スクリーニング、研修の実施、成果報告会における発表を行うものとする。

②2回の概ねの研修期間は次のとおりとし、その期間内に各インターン地域の実施プログラムに基づいて、それぞれ実働３０日間（延べ約６週間）の研修を行います。詳細は拠点毎のプログラムによりますが、概ね座学１日、地域実地研修29日です。

第１期　平成２２年９月～平成２２年１２月　　５０人

第２期　平成２３年３月～平成２３年１２月　１００人

③研修プログラム

第一期　農村生活体験型（短期集中）実働３０日間

第二期　①マネージメントスキル習得型

②農業等スキル習得型　６ヶ月間

③農業生活体験型（短期集中）実働３０日間

④農業生活体験型（通期）

１０日間前後×３回前後　合計実働３０日間

上級コースへのステップアップについて

ステップアップを目的に農村体験型（短期集中）コース修了者は、農業スキル習得型コースを研修することができる。

研修拠点は選択できる。また支援金についても条件内あれば実働6ヶ月を支給する。

③インターン地域については、次のとおりとする。

名称	拠点
北杜キャンパス	山梨県　北杜市
南アルプスキャンパス	山梨県　南アルプス市
富士川キャンパス	山梨県　南巨摩郡　富士川町
勝沼キャンパス	山梨県　甲州市
飯島キャンパス	長野県　上伊那郡　飯島町
小諸キャンパス	長野県　小諸市
小川キャンパス	埼玉県　比企郡　小川町
那須キャンパス	栃木県　那須郡　那須町
里美キャンパス	茨城県　常陸太田市
千葉キャンパス	千葉県　富津市

（２）育成人材の募集

①募集要項については、別に定める。

②募集開始は

第一期：平成２２年７月上旬とし、応募期限は平成２２年８月上旬とする。

第二期：平成２３年１月上旬とし、応募期限は平成２３年１月下旬とする。

（３）広報・周知活動

意欲のある人材を幅広く募集するため、様々な媒体と時期を考慮し、戦略的に広報・周知活動を行う。

（４）応募に対する審査

①応募に対しての第１次審査として書類審査を

第一期：平成２２年８月中旬までに行うものとする。

第二期：平成２３年２月上旬までに行うものとする。

②第１次審査の合格者に対する第２次審査として面接を

第一期：平成２２年８月末までに行うものとする。

第二期：平成２３年２月中旬までに行うものとする。

③第１次審査及び第２次審査の基準については、

応募申込書の応募動機及び研修後の将来展望を中心に、社会性、意欲、継続性、人間性を判断基準とし選考する。また面談によって意欲及び継続性、人間性を再確認し、応募者の希望とプログラムの整合をはかり、マネージメントコーディネイターとの協調性を基準に選考する。

（５）事前スクリーニング及びキックオフ集会の実施

最終的に選考された研修生に対し事前研修を行い、研修生同士の啓発・交流を図るとともに、各研修生に課題を与えるものとする。

（６）研修状況の確認及びフォローアップ

各インターン地域における研修期間中の研修の実施状況と各地域のコーディネー

トの状況を確認するため、適宜実施検査を行うものとする。
また、研修開始から終了後の就職状況等をフォローアップするために「専用メーリングリスト」「専用ホームページ」を設置し、情報提供や情報交流を行う。
※就労した場合は、必ずマネージメントコーディネイターに報告する。

（７）研修の修了及び研修修了証の発行

30 日間すべて修了することが条件となる。体調不良等で休んだ日は、別日程に振り替える。研修期間の最終日までの研修日誌の報告済と研修修了時のレポートの提出済をマネージメントコーディネイター及び当法人の担当者が確認して発行する。
万一 30 日間終了できない場合は、旅費の支給はおこなわない。活動支援金については以下に定める。

（８）活動支援金の支援

①宿泊費、旅費交通費

インターン生には、研修を完了した期間の宿泊費と研修開始と終了時の往復の交通費が支援されます。

②特別活動支援金

次の条件を満たす研修生に対しては、本人の申請により、研修の終了時に必要書類が確認でき次第、実働３０日分１０万円の活動支援金を支援いたします。

なお、偽り及びその他不正行為により申告内容が事実と相違し、受給資格要件を満たしていなかった場合は、研修途中であっても研修を中断し、また、すでに受給した活動支援金は、速やかに受給額全額を返還していただきます。

《条件》

① 研修を受講し、修了すること。
② 申請時点で年収見込みが２００万円以下、かつ同居世帯全体の年収見込みが３００万円以下であること。（注 1）
③ 同居世帯全体で保有する金融資産が８００万円以下であること。（注2）
④ 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していないこと。
⑤ 過去３年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていないこと。

※（注 1）今年の年収見込み額とは、この申告時点で属する暦年（1/1～12/31）での収入額（必要経費あるいは給与所得控除額の控除前の額）をいう。
※（注2）金融資産とは、現金預金、株式その他出資証券、有価証券、売掛金等の金銭債権をいう。

（９）成果報告会の開催

各期の研修期間終了後、インターンの成果を報告するために、成果報告会を第一期平成２２年１２月末及び第二期平成２４年２月末までに開催するものとする。

４　本事業に係る経費等

（１）財源

本事業の実施に伴う財源については、地域社会雇用創造事業交付金から積み立てられた基金とする。

（２）本事業に係る対象経費

本事業の対象経費の区分は次のとおりとする。

対象経費の区分	内容
人件費	職員人件費
事業費	委員等謝金、講師謝金、ボランティア謝金、職員等旅費、委員等旅費、講師旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、バス借料、募集広告費、委託費、活動支援金、事務連絡調整会議の委託費等
管理費	人件費、事業費以外の管理費

５　監査

本事業の外部監査の担い手として、監査法人もしくは公認会計士に委託するものとする。

附　則

この要領は、平成２２年５月１２日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年８月６日から施行する。